第2章 横須賀市の概況と環境の変化

横須賀市の概況

(1) 地勢

本市は、神奈川県の南東部の三浦半島の中心に位置し、三浦市、葉山町、逗子市、横浜市に接する中核市です。

首都圏にあり、東京からも 50 k m圏内に含まれるなど、都心へのアクセスに優れていながら、三方を海に囲まれ、丘陵のみどりが広がる自然環境に恵まれた都市です。

三浦半島の地形は、北帯山地、中帯山地、南帯山地の三つに大別され、本市の主要部は中帯山地に属しています。標高 100~200mの起状の多い丘陵および山地の間を縫って河川、低地が配列されており、丘陵が多く、広い平地の少ない点が特徴です。

首都圏における貴重な生態系の核となる丘陵のみどりや市街地のみどりに加え、リアス海岸や海蝕地帯が多い自然海岸など多様な自然環境が存在し、本市特有の景観を形成しています。

また、東京湾唯一の自然島である猿島や、走水、観音崎、野比、荒崎、天神島、秋谷などでは、様々な海岸環境に応じた多様な動植物が見られます。



図 2-1 横須賀の位置と地勢

①気温・降水量

本市の気候は、年間を通して比較的温暖な気候です。

また、平均気温の変化は、ほぼ横ばいとなっているものの、真夏日や熱帯夜の日数は増加傾向にあります。

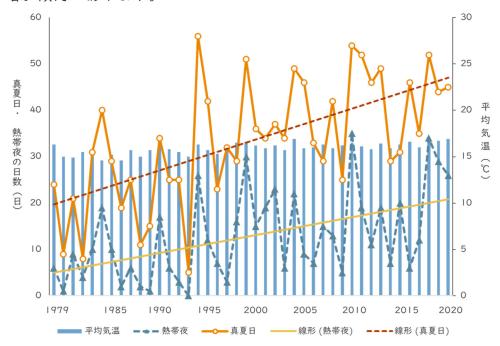
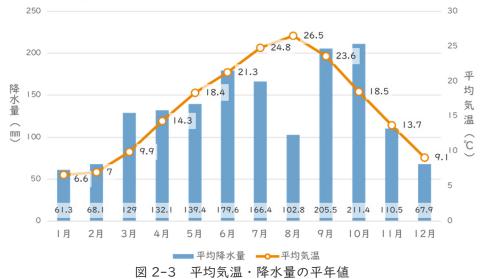


図 2-2 平均気温・真夏日と熱帯夜の日数・平年気温の推移 (三浦市※1979 年(昭和 54 年)~2020 年(令和 2 年)平年値) 資料:気象庁「年ごとの値」を基に作成 ※本市に最も近い観測所

降水量は、1991年(平成3年)から2020年(令和2年)の30年間について、 月ごとの平年値を見ると、冬季に少なく、梅雨が発生する6月や台風が多い9月から10月に多い傾向となっています。



(三浦市※1991年(平成3年)~2020年(令和2年)平年値) 資料:気象庁「平年値(年・月ごとの値)」を基に作成 ※本市に最も近い観測所

(3)人口の推移および将来推計

①人口・世帯数

本市の 2020 年(令和 2 年) 4 月時点の年齢階級別人口の総数は、398,508 人であり、2013 年度(平成 25 年度)から減少を続ける一方で、人口に占める 65 歳以上の割合が年々増加し、全国と比較しても高い割合で高齢化が進んでいます。

また、世帯数が増加し、世帯当たりの人員が年々減少していることから、核家族 化が進行していると考えられます。

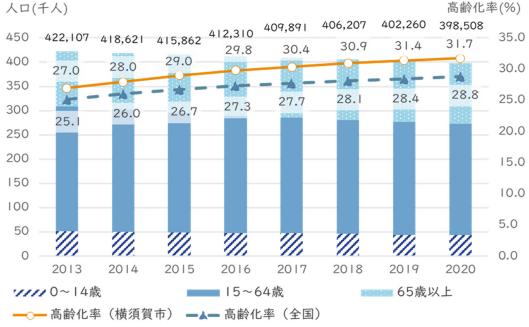


図 2-4 人口および高齢化率の推移

資料:横須賀市統計書(平成 27 年度版、令和 2 年度版)年齢別階級人口を基に作成

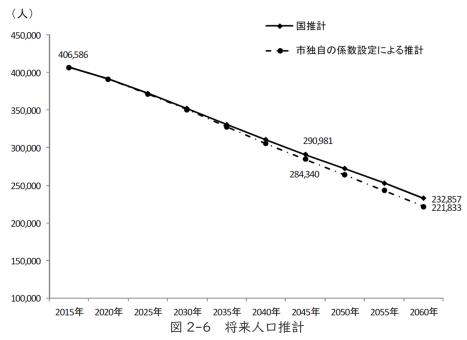


図 2-5 世帯および世帯あたり人員数の推移

資料:横須賀市統計書(平成27年度~令和2年度版)住民基本台帳登載人口を基に作成

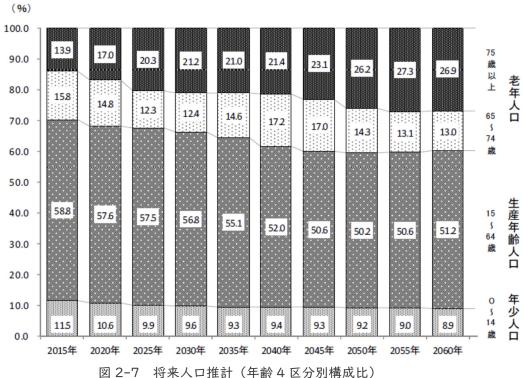
②将来人口の推計

本市の人口動向や人口減少が地域社会に与える影響などを分析し、将来の人口推計などを示した「横須賀市人口ビジョン」では、2045年(令和 27 年)には 30 万人を割り込むことが見込まれています。



出典:横須賀市人口ビジョン(令和2年(2020年)3月改訂)

また、年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)、老年人口(65歳以上)の構成比推移を見ると、年少人口、生産年齢人口割合が減少し続ける一方で、 老年人口の割合は増え続けていくことが予測され、2060年(令和42年)には全体の4割になることが見込まれます。



四2-7 村木八口推引(牛酚46万加梅风几)

出典:横須賀市人口ビジョン(令和2年(2020年)3月改訂)

(4)土地利用

本市の 2015 年度(平成 27 年度)の土地利用の状況は、面積の 36%が自然的土地利用(内訳:農地6%、山林 26%、河川・海岸・荒地等 4%)、25%が住宅用地、2%が商業用地、5%が工業運輸用地、16%が文教厚生・公共用地、5%が防衛用地、10%が道路・鉄道となっています。

この割合は、2010年度(平成22年度)調査時とおおむね同様であり、過去5年で大きな変化はありません。

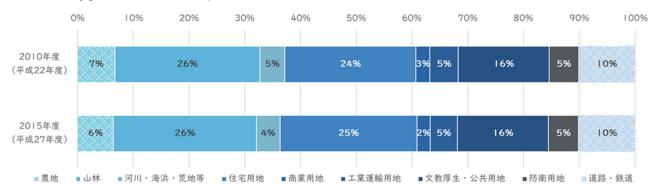


図 2-8 土地利用の状況

資料:都市計画現況調査(平成22年度、平成27年度)を基に作成

(5) 産業構造

2016年度(平成28年度)の事業所数の割合は、卸売・小売業や飲食店・宿泊業などの第三次産業が主であり(約85%)、第二次産業である建設業および製造業は約15%、第一次産業は、0.2%となっています。

また、2001年度(平成 13年度)からの産業種別の事業所数の変化を見ると、全体的に減少傾向にあり、従業員数についても 2001年度(平成 13年度)から減少傾向にあります。

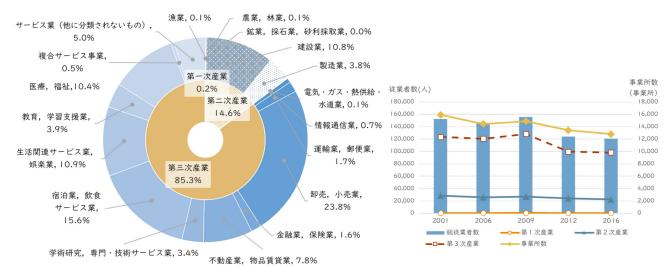


図 2-9 横須賀市の事業所数の割合

資料:横須賀市統計書(令和2年度版)を基に作成

図 2-10 産業別事業所数・総従業員数の変化 資料:横須賀市統計書

(平成27年度版、令和2年度版)を基に作成

(6)農業および漁業の状況

①農業

本市の主要な農産物は、都市近郊の特性と海洋性の温暖な気象条件を生かした露 地野菜です。

総農家数および経営耕地面積、農業産出額は減少傾向にあり、要因として従事者 の高齢化や後継者不足が考えられます。

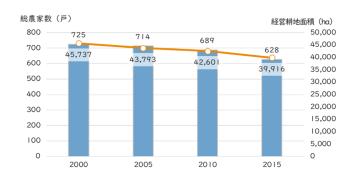


図 2-11 総農家数と経営耕地面積 資料:横須賀市統計書 (平成 27 年度版、令和 2 年度版)を基に作成

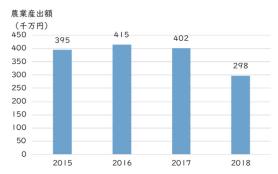


図 2-12 農業産出額の推移

資料:横須賀市統計書(平成27年度~令和2年度版) 各年度の市町村別農業産出額(推計)を基に作成

②漁業

本市は東京湾、相模湾、金田湾という性質の異なる海に面し、定置網や刺し網、 底引き網、一本釣り、たこつぼ、素潜りなど様々な漁法により、多くの魚種が水揚 げされています。

また、経営体数は年々減少傾向となっており、漁業生産量についても、2014年度(平成 26 年度)から大きく減少しています。



資料:2018年漁業センサスを基に作成



図 2-14 漁業生産量の推移

資料:横須賀市統計書

(令和元年度版、令和2年度版)を基に作成

(7) 各地域の特性

本市は、地域によって自然環境や産業構造、歴史・文化など、特徴ある環境を形成する多様な要素があることから、特性や課題が異なっています。

こうしたことから、各地域の特性や課題を明らかにし、環境活動に取り組む各主体が共通の課題認識を持つことができるよう、市内の 10 の行政区域を 4 つの地域 (東西南北) に区分したうえで、それぞれの特性および課題について整理しました。

各地域において包括する行政区域

北地域
追浜行政センター地区、田浦行政センター地区

東地域 逸見行政センター地区、本庁地区、 衣笠行政センター地区、大津行政センター地区

南地域 浦賀行政センター地区、久里浜行政センター地区、 北下浦行政センター地区

西地域

西行政センター地区(大楠、武山、長井)



◆各地域の人口および面積について

人口:横須賀市統計書(令和2年度版)地区別人口推移を基に算出

面積:横須賀市統計書(令和2年度版)地区別・町別面積を基に算出

なお、各町別の面積は、市独自の推定値(令和2年4月 | 日現在)を四捨五入しています

①北地域

人口(2020年(令和2年)10月1日時点):48,836人 面積(2020年(令和2年) 4月 | 日時点): 1,348ha 追浜工業地帯 明治憲法起草地記念碑 鷹取り 夏島貝塚 追浜 リサイクルプラザ (アイクル) 鷹取山 追浜浄化センター 道 京急 深浦湾 田浦 田浦梅の里 安針塚 凡例 田浦緑地 : 道路 ++++: 京急 : JR

◆地域特性

北地域は、追浜行政センター地区および田浦行政センター地区で構成される地域で、リサイクルプラザ(アイクル)や追浜浄化センターなどの環境関連施設、国指定文化財である夏島貝塚をはじめ、明治憲法起草地記念碑などの歴史的・文化的資源があります。

また、東側(東京湾側)は、広大な埋立地を中心とした工業地帯が広がり、本市の産業部門の活動が集中している地域であるとともに、自衛隊施設が存在します。 西側は、鷹取山や田浦梅の里などの緑地や谷戸、斜面緑地が多く存在し、三浦半島と横浜以北をつなぐ横浜横須賀道路や国道 16 号が通る地域です。

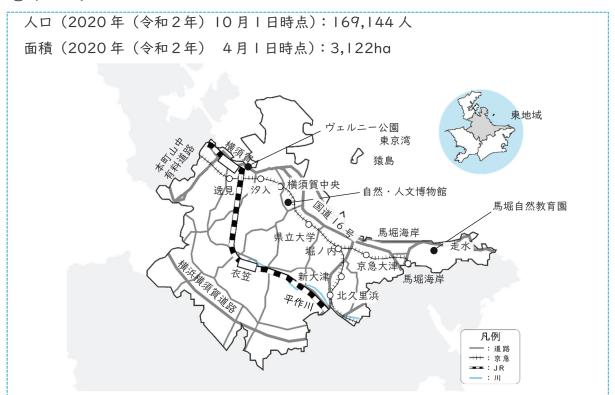
◆課題と取り組みの必要性

本市の産業部門の活動が集中している地域であること、また、国道 I6 号における追浜駅周辺の交通渋滞の発生が課題であることから、産業部門および交通部門における温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みやヒートアイランド対策が求められます。

また、過去に洪水やがけ崩れが発生したことのある鷹取川水系などの谷戸周辺や、 傾斜地における自然災害への対応が重要です。

- 自然とふれあうことのできる場の創出・活用が求められます
- 工場など企業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減が求められます
- 谷戸地域における自然災害への対応が求められます
- 緑化の推進をはじめとしたヒートアイランド対策の推進が求められます
- 交通流の改善などによる温室効果ガス、自動車排気ガス、騒音の低減が求められます
- リサイクルプラザ(アイクル)の安定的な稼働が求められます

②東地域



◆地域特性

東地域は、市役所本庁舎をはじめ、逸見行政センター地区、衣笠行政センター地区および大津行政センター地区で構成され、広域交通と地域交通が国道 16 号に混在する商業の中心地域ですが、一方で谷戸や斜面緑地も多く残されており、本市ならではの景観が形成されています。

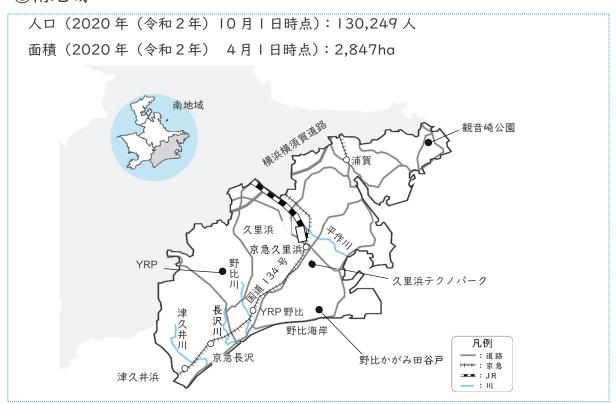
また「うみかぜの路」として親しまれている IO,000 メートルプロムナードやヴェルニー公園、自然・人文博物館や馬堀自然教育園などの施設を有するほか、大楠山を源流とした平作川が地域の中心部を流れ、東京湾唯一の自然島である猿島などの自然資源があります。

◆課題と取り組みの必要性

谷戸や斜面緑地における自然災害への対応をはじめ、みどりや海とふれあえる機会や場の創出が求められるほか、商業の中心地であることから、民生部門および交通部門における温室効果ガスの削減に向けた取り組みが重要です。

- 自然とふれあうことのできる場の創出・活用が求められます
- 民生業務部門および民生家庭部門における省エネルギーの推進が求められます
- 谷戸や斜面緑地における自然災害への対応が求められます
- 市街地の緑化推進をはじめとした、ヒートアイランド対策の推進が求められます
- 交通流の改善などによる温室効果ガス、自動車排気ガス、騒音の低減が求められます
- 海洋プラスチックごみ対策や、まちの美化に関する取り組みの促進が求められます

③南地域



◆地域特性

南地域は、浦賀行政センター地区、久里浜行政センター地区および北下浦行政センター地区で構成され、久里浜海岸や野比海岸などのほか、平作川沿いの平坦地と それを囲む谷戸があります。

また、明治時代以降に造船の街として古くから栄えた浦賀周辺には、歴史的・文 化的遺産が多く残っています。

一方で、横須賀リサーチパーク(YRP)や久里浜テクノパークにおいては、情報通信産業などの誘致を進め、本市の産業構造の多角化の拠点となっているほか、2023年度(令和5年度)からは横須賀火力発電所が稼働予定となっています。

◆課題と取り組みの必要性

谷戸や河川洪水に伴う浸水想定区域に指定されている平作川沿いにおける自然 災害への対応が求められるほか、砂浜の侵食が進み、岩盤や護岸が露出している地 域では、砂浜の侵食対策や高潮対策などが必要です。

また、電波情報通信技術に特化した企業や研究機関が集積している地域であることから、事業者との連携による温室効果ガス排出量削減の取り組みが求められます。

- 自然とふれあうことのできる場の創出・活用が求められます
- 生態系に配慮した砂浜の侵食対策などの海岸域の保全が求められます
- 歴史的・文化的遺産の活用を通じた保存・継承が求められます
- 事業所の省エネルギー推進、企業活動に伴う温室効果ガス排出量削減が求められます
- 谷戸や浸水想定区域における自然災害への対応が求められます
- 横須賀火力発電所の稼働に伴う影響の監視・モニタリングが求められます
- 海洋プラスチックごみ対策に関する取り組みの促進が求められます

4)西地域



◆地域特性

西地域(西行政センター地区)は、戦前に長井・大楠・武山のそれぞれが独立した村落からなる歴史的沿革をもち、農業および漁業によって立地した地域です。相模湾に面し、リアス海岸の景勝地である荒崎の海岸、県指定天然記念物および名勝である天神島をはじめ、前田川などの河川、大楠山や武山の丘陵地などを有する自然ゆたかな地域で、本市で最も多く農地が存在します。

交通面に関しては、鉄道が通っておらず、利用できる公共交通機関が少ないことから、自動車の利用に頼る状況です。また、三浦市とのごみ処理の広域化に伴い、2020年(令和2年)から横須賀ごみ処理施設(エコミル)が稼働しています。

◆課題と取り組みの必要性

国道 I34 号の交通流の改善などによる温室効果ガス、自動車排気ガス、騒音の低減が求められるほか、みどりをはじめとしたゆたかな自然環境の保全と活用を進めることや、地域特性を活かした環境教育・環境学習の場としていくことが求められます。また「グリーンインフラ」や「流域治水」の考え方による自然災害への対応が求められます。

- 自然とふれあうことのできる場の創出・活用が求められます
- 里山的環境の保全・活用を通じた、ゆたかな自然環境の保全が求められます
- 農地や樹林地の適切な保全が求められます
- 藻場の再生を通じた、ブルーカーボン事業の推進が求められます
- 丘陵地や河川における自然災害への対応が求められます
- 生活排水処理の推進が求められます
- 交通流の改善などによる温室効果ガス、自動車排気ガス、騒音の低減が求められます
- 海洋プラスチックごみ対策に関する取り組みの促進が求められます

⑤地域課題まとめ

① 自然環境・みどり

北地域

・自然とふれあうことのできる場の創出・活用 【鷹取山、田浦梅の里、深浦湾周辺など】

東地域

・自然とふれあうことのできる場の創出・活用 【平和中央公園、ヴェルニー公園、 馬堀自然教育園、猿島公園など】

西地域

- 里山的環境の保全 【沢山池の里山】
- 農地や樹林地の適切な保全
- ・自然とふれあうことのできる場の創出・活用 【長井海の手公園、沢山池の里山、大楠山など】

南地域

- •自然とふれあうことのできる場の創出・活用
- ・海岸部の保全、生物多様性の保全の推進【野比海岸、観音崎公園、野比かがみ田谷戸など】
- ・歴史的・文化的遺産の活用・保存・継承 【浦賀・久里浜・観音崎周辺など】

② 温暖化対策・気候変動

北地域

- •工場など企業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減
- ・谷戸や斜面緑地における自然災害への対応 【田浦緑地など】
- •緑化の推進によるヒートアイランド対策の推進
- ・交通流の改善と温室効果ガス排出量の削減 【国道 16 号】

西地域

- •丘陵地や河川における自然災害への対応
- •ブルーカーボン事業の推進 【長井、大楠など】
- ・交通流の改善と温室効果ガス排出量の削減 【国道 134号】

東地域

- •家庭、事業所の省エネルギーの促進【住宅・市街地】
- ・谷戸や斜面緑地における自然災害への対応 【浦賀湾周辺の斜面緑地】
- •緑化の推進によるヒートアイランド対策の推進
- •交通流の改善と温室効果ガス排出量の削減 【駅周辺、国道 16 号、横浜横須賀道路など】

南地域

- ・企業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減、省エネルギーの推進
- •谷戸や浸水想定区域における自然災害への対応
- •横須賀火力発電所の稼働に伴う影響の状況把握

③ 循環型社会·廃棄物

北地域

- •リサイクルプラザ(アイクル)の安定的な稼働
- •海洋プラスチックごみ対策の促進、不法投棄の防止

東地域

- •海洋プラスチックごみ対策の促進、不法投棄の防止
- •まちの美化に関する取り組み

西地域

- •海洋プラスチックごみ対策の促進、不法投棄の防止
- •横須賀ごみ処理施設(エコミル)の安定的な稼働

南地域

- •海洋プラスチックごみ対策の促進
- 不法投棄の防止

④ 生活環境

北地域

- •工場、事業場における排出基準などの遵守
- 自動車排気ガスや騒音の低減

【駅周辺・国道 16号など】

西地域

- •工場、事業場における排出基準などの遵守
- •生活排水処理の推進【下水道事業計画区域外】
- •自動車排気ガスや騒音の低減 【国道 | 34 号など】

東地域

- •工場、事業場における排出基準などの遵守
- 自動車排気ガスや騒音の低減

【駅周辺、国道 16号、横浜横須賀道路など】

南地域

- •工場、事業場における排出基準などの遵守
- 自動車排気ガスや騒音の低減
- •横須賀火力発電所の稼働に伴う影響の状況把握

横須賀市を取り巻く環境の変化

(I) 自然環境・みどり

2

2017年(平成29年)に「都市緑地法」が改正され、市民緑地認定制度が設けられたほか、これまで位置付けが不明確であった農地が緑地の定義に位置付けられました。

また、公園の管理方針についても「緑の基本計画」の法定記載事項となるなど、関連法令が改正されたことに加え、2019年(令和元年)には「グリーンインフラ推進戦略」が公表され、気候変動への対応や自然との共生などを背景として、みどりの保全・創出にあたり、自然環境の機能を活かし、社会が抱える課題を改善する「グリーンインフラ」の導入が推進されています。

生物多様性の確保に向けた取り組みでは、2008年(平成20年)に成立した「生物多様性基本法」において、地方公共団体の努力義務として「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画」(生物多様性地域戦略)を定めることが示されるなど、新たな視点が求められています。

本市においては「都市緑地法」第4条および「みどりの基本条例」第9条に基づき、緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画として 1997 年(平成9年)に「横須賀市緑の基本計画」を策定し、その後は、必要に応じて計画の見直しや改定を行い、2022年(令和4年)3月には「横須賀市みどりの基本計画」の中間見直しを行いました。

これまで、みどりに関する取り組みの基礎資料とするために、みどりの量と位置を 把握する緑被率調査を定期的に実施するほか、都市公園の整備をはじめとした施策 を推進してきました。

その結果、人口減少の影響もあるものの、公園面積は増加しており、市民一人あたりの公園面積は、県内で2番目に多い結果となっています。

今後は「都市公園の整備・管理の方針」(2022年(令和4年)3月策定)に基づく戦略的な公園マネジメントが求められるほか「生物多様性地域戦略」の策定に向けた検討を進め「横須賀市みどりの基本計画」における記載内容を整理したうえで、地域の実情に合わせた取り組みを推進することが必要となります。

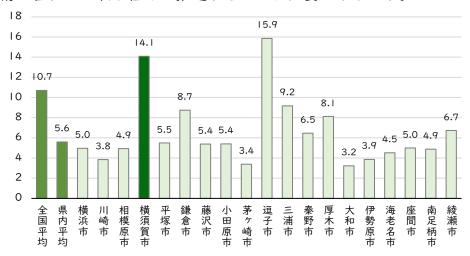


図 2-15 神奈川県内の市の一人当たりの都市公園面積(㎡/人)

資料:神奈川県内市町村別都市公園整備状況(令和元年度(2019年度)末現在)および 国土交通省都道府県別一人当たり都市公園等整備状況(令和元年度(2019年度)末現在)を基に作成 本市では、1998年(平成 10年)10月に成立した「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、既存の「横須賀市地球温暖化対策実行計画」「横須賀市地球温暖化対策地域推進計画」および「横須賀市新エネルギービジョン」を統合し、地球温暖化対策の総合計画として、2011年(平成 23年)3月に「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン(2011~2021)」を策定しました。

その後、2011年(平成23年)3月11日に発生した東日本大震災や、震災に伴う国の温室効果ガス排出量の削減目標の決定を受け、中間年にあたる2015年度(平成27年度)に中間見直しを行い、市域における目標達成に向けた施策・取り組みを推進してきました。

国際的には、2015年(平成27年)に開催された「COP21」において「パリ協定」が採択され、温室効果ガス排出量削減のための枠組みが示されたほか、国内においては、2018年(平成30年)に「気候変動適応法」が施行されるなど、温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みである「緩和策」に加え、地球温暖化の進行に伴う気候変動の影響に対処し、被害を回避・軽減していく「適応策」についても法整備がなされました。

また、2020年(令和2年)10月には、国の方針として、2050年(令和32年) までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを表明するなど、国内外において、 脱炭素化の流れが加速しています。

このような背景を踏まえ、本市は、2021年(令和3年)1月に「横須賀市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、同年10月には「地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例」を制定するなど、2050年(令和32年)までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする脱炭素社会への移行に向け、大きく舵を切りました。

今後は、より効果的な情報発信を行い、市民や事業者の取り組みの促進を図るとともに、再生可能エネルギーの導入促進やエネルギーの有効活用のための環境整備を 推進することが求められます。

加えて、2023年度(令和5年度)から、横須賀火力発電所が稼働予定であることから、発電所の稼働に伴う温室効果ガス排出量について、事業者から情報を入手し、 適切に把握・モニタリングすることが求められます。

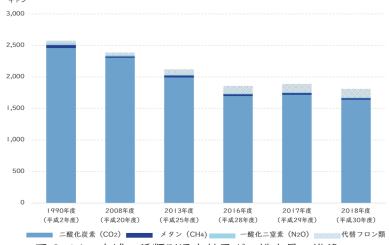


図 2-16 市域の種類別温室効果ガス排出量の推移

出典:低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン (2011~2021) 令和元年度年次報告書

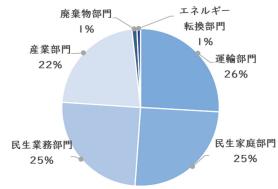


図 2-17 二酸化炭素排出量の内訳 (平成 30 年度)

出典:低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン (2011~2021)令和元年度年次報告書 地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・ 実施マニュアル(本編)(Verl.O)を基に作成

(3)循環型社会・廃棄物

本市では「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第Ⅰ項および「廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」第6条の規定に基づき、長期的視点に立った本市の一般廃棄物処理の基本方針となる「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」を策定し、必要に応じて計画の改定を行ってきました。

国際的にも、廃棄物に関する課題は広がりを見せており「SDGs」の達成に向けた取り組みが進められている中で、海洋プラスチックごみ問題をはじめとしたプラスチックごみによる環境汚染や、まだ食べられるのにもかかわらず、様々な理由で捨てられてしまう「食品ロス」が大きな課題となっています。

国においても「第四次循環型社会形成推進基本計画」を推進するとともに、プラスチックごみについては、2019年(令和元年)5月に「3R+Renewable(再生可能資源への代替)」を基本原則とした「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。

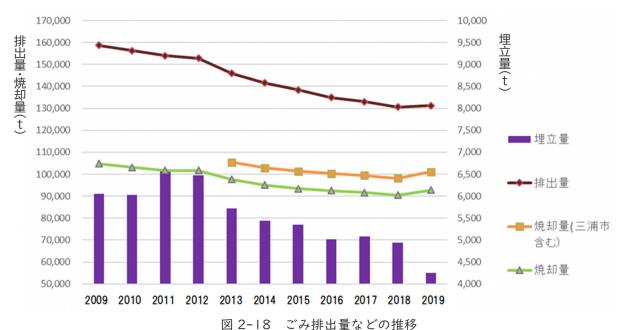
また「食品ロス」の削減については「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(食品リサイクル法)に加え、2019年(令和元年)10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」(食品ロス削減推進法)を施行するなどし、これらの課題に対応しています。

本市においても「3R」をはじめとした、ごみの発生抑制、資源化の促進、ごみ減量化の普及啓発活動、市民・事業者・市民団体の活動支援などの施策を推進するとともに、新たなごみ処理施設(エコミル)を稼働するなど、ごみ処理の広域化による適切かつ効率的な処理体制の構築を進めてきました。

こうした取り組みの成果として、本市のごみの排出量は減少傾向に転じ、資源化率 についても、全国平均および県内平均を上回っています。

また、国内外の新たな課題に対応するため、2020年(令和2年)9月に「海洋都市横須賀 海洋プラスチックごみ対策アクション宣言」を行い、海洋プラスチックごみに関する取り組みを推進するとともに「食品ロス」などの問題にも対応を進めています。

今後も、経済活動や生活様式の変化に伴うごみの質の変化に対応し、ごみ削減に向けた取り組みの継続および一層の強化を図る必要があります。



資料:資源循環部所管データを基に作成

(4) 生活環境

国においては、高度経済成長期に各地で公害問題が発生したことを契機に公害防止や環境保全に関する法整備が進められ、現在の「環境基本法」にも内容の多くが引き継がれています。

「環境基本法」第 16 条では「政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び 騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保 全するうえで維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」と規定し、人の 健康の保護および生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、 環境基準が設けられています。

本市では、快適に暮らすことのできるまちを目指し、大気環境や水環境などの状況 を測定するとともに保全・改善に取り組み、良好な生活環境を維持してきました。

大気環境の状況については、市内の大気汚染状況を把握するため、住宅地などを対象とした一般環境大気測定局および道路沿道を対象とした自動車排出ガス測定局において大気環境を測定するとともに、工場・事業場に対して立入検査・指導を行い、大気汚染の低減に努めています。

また、水環境についても「生活排水処理基本計画」に基づく取り組みや公共下水道の整備をはじめとした取り組みを進めたことにより、長期的な改善傾向がみられ、良好な状態を保っています。

今後は、2023年度(令和5年度)に予定されている横須賀火力発電所の稼働に伴う大気環境や水環境への影響についても状況把握に努め、事業者と連携・協力しながら可能な限り環境への負荷を低減する取り組みを進めていくことが求められます。

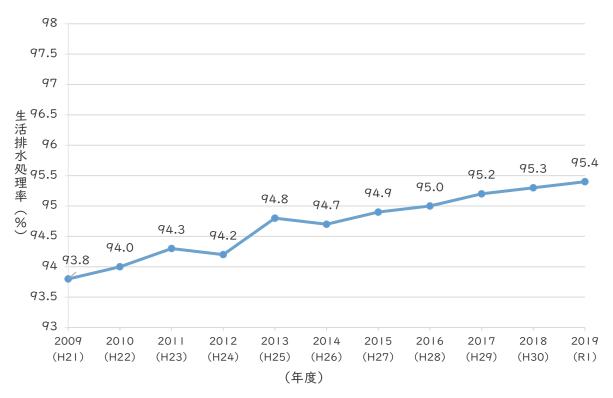


図 2-19 生活排水処理率の推移 資料:資源循環部所管データを基に作成

(5)環境教育・環境学習

現代の環境・経済・社会面における様々な問題の解決のためには、あらゆる面で環境へ配慮することが求められるとともに、一人一人が環境への関心をもち「自分ごと」として考え、行動することが大切です。

「持続可能な開発のための教育」(以下「ESD」という)は、2002 年(平成 I4年)の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」(ヨハネスブルグ・サミット)において、国が提唱した考えであり「国連持続可能な開発のための教育の IO 年」や、その後継プログラムである「持続可能な開発のための教育(ESD)に関するグローバル・アクション・プログラム(GAP)」「ESD」の国際的な実施枠組みである「持続可能な開発のための教育:SDGs 実現に向けて(ESD for 2030)」に基づき、国際的に取り組まれてきました。

また「ESD」は、持続可能な社会の創り手を育む教育として「SDGs」のターゲットの I つに位置付けられているだけでなく「SDGs」が掲げる I7 全ての目標(ゴール)の実現に寄与し、持続可能な社会の達成に向け、不可欠である質の高い教育の実現に貢献するものとされています。

国においては、2003年(平成 I5年)に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を制定し、その改正法である「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(環境教育等促進法)が2012年(平成24年)に完全施行され、体験の機会の場の認定制度や、行政および市民団体などによる協働を推進するための協定制度などが導入されました。

また、学習指導要領においても環境に関する内容の充実が図られるなど、環境教育・環境学習は重要性を増しています。

本市は、2008年(平成20年)に「横須賀市環境教育・環境学習マスタープラン」を策定し「人づくり」「機会づくり・場づくり」「情報提供・普及啓発」「連携・協働」を掲げて、環境教育・環境学習を推進してきましたが、指導者の高齢化など、担い手不足が課題となっていることから、さらなる取り組みの拡大・充実のために、環境活動を指導・牽引できるリーダーの養成・育成について早急に取り組むことや、市民・事業者・市民団体や研究機関などとの連携・協働による取り組みを推進していくことが求められます。



図 2-20 ESD の基本的な考え方

出典:日本ユネスコ国内委員会「持続可能な開発のための教育(ESD)推進の手引」 (令和3年5月改訂版)